

フレグ遠征時のイランにおけるモンゴル王族の権限と私財

高 木 小 苗

はじめに

1220年代初頭のチンギス・ハンとその軍隊の西征の後、1220年代後半に2つのタマ軍（辺境駐屯軍）がアム河以西のイランの地 Īrān-zamīn⁽¹⁾、そして現在のアフガニスタンからインド国境方面の征服のために派遣された⁽²⁾。これらのタマ軍は、主にチンギス・ハンの正室の息子達、ジュチ、チャガタイ、オゴデイ、トルイの一派、4王家が派遣した軍隊から構成されていた。その一方でホラーサーン地方のトゥースには、歴代カーン直属の地方行政機関、阿母河等処行尚書省（ディーワーン）が設置された⁽³⁾。阿母河等処行尚書省やその管轄下の征服地には、主に4王家の代理である官僚達が任命されて、戦利品や貢納、諸税の徴収に従事し、その収益は、各王族が行尚書省や各地に使節を派遣し、私財⁽⁴⁾として獲得する権限を得た。これと前後して漠地やロシア方面にも諸タマ軍が派遣され、漠地には燕京等処行尚書省、中央アジアには別失八里等処行尚書省が置かれた。イラン、アフガニスタンからインド国境方面の軍隊と行政機関の配置は、当時のモンゴルによる対征服地政策の一環であった。

4代モンケ・カーン（在位1251-1259）は即位後、東西の未征服地の獲得を計画し、弟クビライの東方遠征と並行して、1254年、別弟フレグをアム河以西地域の征服に派遣した。このフレグ率いる遠征軍は、1256-1260年にカズウィーンのニザール派の拠点やバグダードのアップース朝カリフ政権、ディヤール・バクル、ディヤール・ラビーア地方を征服し、一時はシリア諸都市も攻略した。しかし、フレグが1260年初頭のシリア遠征中にモンケの死を知りイラン西北部まで戻った後、残されたモンゴル軍がマムルーク朝軍に敗れ、以後、モンゴルの支配地はユーフラテス河までとなった。イランに留まったフレグは、やがてカーンに即位した兄クビライ（在位1260-1294）によりイランとその地域のモンゴル軍の統轄を承認された⁽⁵⁾。こうしてフレグ家のイラン支配の基盤は固まり、いわゆるイルハン国（1260頃-1336頃）が形成された。

このフレグ家のイラン支配の起源と正当性の有無に関して、従来の論考や通史の見解は一致していない。しかし、その事実関係の整理や分析は、当時のモンゴル帝国の諸状況、その後のイルハン国に関する理解や考察を深化するための前段階の作業となる。特にフレグによるイラン支配の起源については、従来の考察に加え、イルハン国

基本史料の一つ『集史』*Jāmi' al-Tawārikh*の史料的性質を踏まえ具体的な記述内容を挙げて考察し、フレグとタマ軍・遠征軍の関係、カーンとモンゴル王族のイランにおける権限の行使や私財の獲得状況の推移に着目して分析することが必要である。よって本稿では、『集史』や諸史料の記述を再検討し、モンケによるフレグ西征の目的とフレグによるイラン支配の起源について、以上の論点のうち、カーンとモンゴル王族のイランにおける権限や私財の問題に着目して再考する。

1. フレグ出兵時のモンケの意図

従来、フレグによるイラン支配の起源やその正当性の有無は、1300年代初頭に編纂されたイルハン国史書『集史』のフレグ出兵時のモンケの意図の記述、またフレグの称号イルハン *Īlkhān* の語義と採用時期、フレグとカーンや他王家との政治的関係の推移、対立の経緯などに基づき考察されてきた。しかし、これら三つの要因は決定的根拠とはならない。まず、『集史』は、フレグの曾孫7代ガザン・ハン（在位1295-1304）の勅令により編纂された公式なイルハン国史書であるため、フレグや特定の王族に対するバイアスが古くから指摘されてきた⁽⁶⁾。また、イルハンの語義⁽⁷⁾とその採用時期⁽⁸⁾は曖昧である。そしてフレグと他王家の対立は、フレグのイラン支配が他王家の権限を侵害したという見解の十分条件にはなり得ない。そこで本節では、未検証であるフレグ出兵時のモンケの意図に関する『集史』の記述を再検討する。

『集史』「フレグ・ハン紀」には、フレグ出兵時の兄モンケ・カーンの意向が次のように非常に曖昧に記されている。

モンケ・カーンは内心で、フレグ・ハンは彼に与えられた諸軍と共に、常にイランの地の国々において帝王であり、力を持つだろう、そしてこの国（＝イラン）は彼と彼の名高き一族に対して、現在そうであるように定まるだろう、と思いつき、確信していた。しかし、表向きはこの重要時（＝遠征）を成し遂げたら、（モンゴル本土の）本来の宿営に帰還するように命じた⁽⁹⁾。

一方、阿母河等処行尚書省に出仕していたアターマリク・ジュワイニーの『世界征服者の歴史』*Tārīkh-i Jahān-gushā*には、モンケによるフレグ西征発令からフレグの進軍過程が詳述されており、その内容は『集史』執筆時に参照されている⁽¹⁰⁾。しかし、『世界征服者の歴史』には、上述の『集史』の記述に対応する箇所はない。ただ、モンケがクビライの東方遠征と並行して、フレグを西方の掌握（*dabṭ*）に任命したと記されている⁽¹¹⁾。

そのため、先行研究では、モンケの意図について、見解が分かれてきた。P. Jackson は、この『集史』の曖昧な記述は、イルハン国の成立が14世紀初頭でさえ、モンケ・カーンによる承認を必要としていたこと、そしてフレグ家のイラン支配が他王家の権限侵害であったことを示していると指摘し、この記述は実際に起きたことを事後正当化していると述べた⁽¹²⁾。それに対し、T. Allsen はこの記述を文脈通りに解釈し、モ

ンケはフレグによるイラン支配、ハン国の成立を目指していたが、それに賛同しない勢力が存在したため、フレグをカーンに従属的な下位のハン、イルハンに任命したと考察し、その立場を保持している⁽¹³⁾。その後、J. Aubin が、モンケは1253年の西征発令時にイランをフレグの所領として設定し、それはジュチ家がそれ以前にイランで行使して来た権限を最早所持しないことを意味したという見解を提示した⁽¹⁴⁾。T. Allsen はその解釈に賛同し⁽¹⁵⁾、G. Lane も他の文献等を参照した上で同様の見解を導き、ニザール派の城砦征服の結果、フレグはモンケ・カーンから分与されていたイラク・アジャム地方を平和的に占有したと考察している⁽¹⁶⁾。しかし、R. Amitai-Preiss は P. Jackson に賛同し、マムルーク朝のアラビア語史料の記述を熟考し、一貫してこの『集史』の記述に疑念を抱いてきた⁽¹⁷⁾。また、D. Morgan も両見解を紹介する一方で、『集史』の記述の偏向性を指摘している⁽¹⁸⁾。

日本では、本田実信氏がフレグは遠征中にモンケが死去したためモンゴル本土に帰還しようとしたが、兄クビライがカーンに即位したことを知り、イランに自らの政権を樹立したと述べ、その見解が定説として受け入れられてきた⁽¹⁹⁾。ただ、本田氏はその根拠を特に提示されていない。

その一方で本田氏は、先に引用した箇所を含む『集史』「フレグ紀」の記述に基づき、フレグはモンゴル軍から兵員を徴収して西征し、イランの地を采邑^{インチュ}としたと述べている⁽²⁰⁾。本田氏がこのように解釈した一因は、『集史』「フレグ紀」の次の箇所、モンケと王族がフレグ出兵の際に協議して、フレグと共にイランに留まるタマ軍、遠征軍（先述の『集史』の記述の破線部参照）を、フレグにインチュとして与えているためであろう。

（モンケは）すべての親族（āqā wa inī）と相談して、次のように定めた。バイジュとチョルマゲンと共に、以前、タマとして、イランの地の国に駐屯するように、派遣した軍隊、そして同じくタマとして、タイル・パートルと共にカシュミールとヒンド方面に派遣していた軍隊は、すべて、フレグ・ハンのもの（az ān-i Hūlāgū khān）である。（…略…）その軍団は、現在どこにしようとも、すべて、相続権により、イスラームの帝王ガザン・ハンのインチュである。この後、先述の諸軍隊が任命された。すなわち、チンギス・ハンが子供達、弟達と甥達に分配していたチンギス・ハンの全軍隊から、10人につき員数外の2人が供出され、フレグと共に来て、この地（＝イラン）で仕えるように、フレグ・ハンのインチュとして、与えられる⁽²¹⁾。

インチュ、すなわちペルシア語の *inchū*（他に *inchū*、*injū* 等の綴りがある）はモンゴル語の *emčü-enčü*（現在の *ömčü*）に由来し、『元朝秘史』の漢語訳では梯己、「自己の所有に係る」「私有の」という意味で使用されている。また、インチュには所有者が私有する人的・物的財産自体の意味もあり、*emčü qubi* という形で相続財産を指す場合もある⁽²²⁾。ペルシア語文献に見られるインチュは、フレグ家王族の私領、王族の直属家臣、私的財産等の意味で使用されている⁽²³⁾。次に、『元朝秘史』巻9、224節

に見られる emčü の例を引用する。チングス・ハンは配下の千戸・百戸・十戸の長の子弟を選抜して自らのケシク（輪番親衛）を編成した際、千戸・百戸・十戸長に彼らのノコル（nökür）や兵馬を供出するように命じた。

我等のもとで傍らに仕えさせる者（＝選抜された千戸・百戸・十戸長の子弟）を力づけんがために、千戸長達の子達に、十人のノコルを、本来の千戸、百戸より徴収して与えるように。己の父が与えた取り分（qubi kešig）があれば、自分自身で獲得した兵士、軍馬がいくらかあれば、己が私物（emčü qubi）を除いて、我等の定めた定めにより取立て（るよう）、然るべく徴収し、整えて与えるように。百戸長達の子達には、五人のノコルを、十戸長の子達、官位なき者の子達には、三人のノコルを、まさにその理に従って、己が私物（emčü qubi）の外から、まさにそのように徴収して与えるように⁽²⁴⁾。

すなわち、emčü qubi は、所有者が父から相続したもの、もしくは自分が得た兵士、軍馬の一部で、ハンに供出する必要のない所有者固有の私財を指す。所有者は基本的に emčü qubi を保持し、最終的にはその子供達に相続分として与えたのである。

また、先行研究では引用されていないが、『集史』「チングス・ハン紀」にもモンケと王族の議定内容が記録されている。そこには、軍隊がフレグのインチュであり、フレグが征服した際には、「諸地方（＝イラン諸国全体）は軍隊と共に、フレグと彼の子孫のもの（az ān-i ū wa farzandān-i ū）だ」とある。すなわち、『集史』によると、モンケ・カーンはイランもフレグ家のインチュに相当するものとしてフレグに与え、イランはその結果フレグの子孫に相続されたのである。『集史』「アバガ・ハン紀」にも、1270年頃のチャガタイ家宗主バラクの言葉として「西方、アム河の畔からシリアとエジプトの果てまで、（フレグの長子）アバガと彼の兄弟が父（＝フレグ）のインチュとして得ている」、またアバガの言葉として「この国は良き父から私に相続され、我等のインチュである」と記されている⁽²⁵⁾。

一方、モンケはそれに先立ち、1252年に阿母河等処行尚書省の長官アルゲン・アカにイランの人口調査を命じた。アルゲン・アカはイランの一部の地域で人口調査とコプチュル税（人頭税）の設定⁽²⁶⁾を行なった後、フレグ軍を出迎え、1256年春にモンケの宮廷に向かった⁽²⁷⁾。『世界征服者の歴史』によると、アルゲン・アカの到着後、「この期間に、諸地方の人口調査が終了したので、世界の帝王（＝モンケ）は諸地方をすべての親族、兄弟に配分した」⁽²⁸⁾。また、『元史』には、阿母河回回降民を諸王百官に分賜した、とある⁽²⁹⁾。この決定により、彼らは分与された地域と民からコプチュル税等の収益を私財として獲得したのである。『集史』では、モンケがフレグのインチュであり、彼の子孫に相続させると定めたイランの一部が、ここでは、全王族、家臣の所領として定められ、同地域の服属民は彼らに分与されている⁽³⁰⁾。本来、基本的にカーンに供出する必要のないインチュが所有者の家系以外の王族や家臣に分けられたことになる。モンケの意向が、フレグが出兵しイランに到着した直後までの期間に変化したと推察することも可能だが、当時、両者の関係が悪化していた形跡はなく、そうは

考え難い。このモンケの行為は、明らかに『集史』のフレグ出兵時のモンケと王族の議定内容、アバガ治世の記録と矛盾する。

また、モンケ達の議定内容の全遠征軍がフレグのインチュであるという記述も、フレグ遠征時の『集史』の別の箇所の記述や他史料の記述と矛盾する。すなわち、『集史』が編纂された1300年代初頭にフレグの子孫がイランにおけるモンゴル軍を統轄していた実態が前世紀のフレグ出兵時の記述に反映されているのである⁽³¹⁾。従来指摘されているように、チンギス・ハン以来、戦利品は、従軍した王族、軍隊を派遣した王家に対して分配されていた。この原則に従えば、モンケが全イランをフレグのインチュとして分与することを想定していたならば、その指揮下に他王家や家臣の軍団から派遣された彼のインチュではない軍隊を置かないはずである。つまり、本節で引用した『集史』の記述では、『集史』編纂時の実情を反映して、フレグの権限が誇張されており、実際には、モンケは、『集史』「フレグ紀」で公言しているように、フレグのモンゴル本土への帰還を前提として西征を命令した、と考えられる。

フレグ家のイラン支配の正当化のために、『集史』には、モンケ達の議定内容やモンケの意図の記述が記され、『世界征服者の歴史』のモンケによる王族に対する所領、服属民の賜与の記述は採用されなかったようである。すなわち、『集史』のモンケの意図の記述の信憑性を疑い、事後正当化であると考える P. Jackson 達の見解は妥当となろう。次節では、フレグ遠征時のオゴデイ家、チャガタイ家、トルイ家の権限と私財について従来の見解を再検討する。

2. オゴデイ家、チャガタイ家、トルイ家のイランにおける権限と私財

イランでは、オゴデイ・カーン治世（在位1229-41）の途中から一部の地域で人口調査と税の割付が実施されていた⁽³²⁾。モンケはカーン位に即位すると、モンゴル帝国全体で人口調査を行い、その一環として改めてイランのより広い地域における人口調査とコブチュル税の設定を命じた。その遂行過程で⁽³³⁾、作業が完了した地域やその地域の服属民が前述のように王族、家臣に分与された⁽³⁴⁾。

オゴデイの長子グユク（在位1241-1248）が死去し、1251年にモンケがカーン位に即位すると、オゴデイ家、チャガタイ家一門によるクーデタ未遂事件が起こり、1252年にこの計画に関与した両家一門や家臣が処罰、処刑された⁽³⁵⁾。この出来事を踏まえ、P. Jackson はフレグの遠征にオゴデイ家王族が従軍していないこと、そして西方史料に、カーンやジュチ家、あるいはトルイ家のイランにおける私財の記録は確認されるものの、オゴデイ家・チャガタイ家の私財に関する記述が見られないことより、イランや中央アジアにおいて両家の取分は大幅に除かれたと考察した⁽³⁶⁾。だが、記録がないこと事実は絶対的根拠にはなりえない。彼の典拠の一つは、ジュチ家3代宗主ベルケ（在位1256?-66）がフレグに送った書簡に見られる西方の征服地で獲得された財の

配分に関するジュチ家2代宗主バト治世 (?-1255/6) の慣習の記録である。

慣習は次のようであった、アム河から西で獲得し、所有する諸地方において得られるものは集められると、5つの部分、すなわち大カーンに対する2つの部分、軍隊に対する2つの部分、バト家に対する1部分に分けられる⁽³⁷⁾。

また、P. Jackson は、14世紀初頭に書かれたイルハン国史書『ワッサーフ史』*Tārīkh-i Waṣṣāf*⁽³⁸⁾のモンケ治世のことと考えられる⁽³⁹⁾ブハラの人口調査と王族への住民分与の記録にも言及している。

この頃、カーンは使節を送り、ブハラの人口調査 (shumāra) を改めた。ブハラの人口のうち数えられた全16,000のうち5,000はバトに帰属した。そして、3,000はフレグ・ハンの母クトイ・ベキ (=ソルカクタニ・ベキ) に、そして残りはハン (=カーン) 位の王座に即くチンギス・ハンの子孫の皆がそれを) 私人 (khāṣṣa)⁽⁴⁰⁾として支配するよう、中央 (uluq qol)、すなわち(元朝の) 公民 (dalā-yi buzurg)⁽⁴¹⁾に定められた⁽⁴²⁾。

モンケは、帝国全土での人口調査の一環として、1252年にイランと漢地で人口調査を実施し⁽⁴³⁾、1253年には南ロシアの人口調査を命じている⁽⁴⁴⁾。このブハラの人口調査と住民分与の時期は明らかではないが、同時期に中央アジアで行われた人口調査の記録であろう。この記述については四日市康博氏が詳しく分析しているように、バトは当時ジュチ家宗主であり、彼に分与されたブハラの民はジュチ家全体に対する配分である。また、故トルイの正室、モンケの母ソルカクタニ・ベキに分与された人々はモンケの弟達クビライやフレグ、アリク・ブケ達を含むトルイ家の取分であったと考えられる⁽⁴⁵⁾。残りは、歴代元朝カーンに帰属する民となった。この2つの記録から、P. Jackson が指摘したように当時西アジア、中央アジアではモンケ・カーンと彼の即位の後ろ盾となったジュチ家バトが同地域で得られた戦利品や税、服属民を私財として多く獲得したということがわかる。一方、他の王族は取分を与えられなかったように解釈できる。だが、前節で引用した『世界征服者の歴史』の記録によると、モンケがイランの所領や服属民を与えた王族は彼の全親族、兄弟であり、ジュチ家やトルイ家のみに限定されていない。オゴデイ家出身のカーン達の治世に比べれば、チャガタイ家、オゴデイ家のイランにおける権限や獲得する財の総額は相対的には減少したと考えられるが、果たしてモンケは両家には何も与えなかったのだろうか。上述の史料のカーンの取分にはカーンが分与した他の王家の取分が含まれている、またはイランに対するジュチ家バトの権限が大きかったために、その状況が事実より若干誇張されて記録された可能性もあるだろう。

モンケ治世の両家のイランにおける権限や私財に関する記録は少ない。そこで、イランにおける状況を検討する前に、当時の東方における両家家臣や軍団の動向、モンケによる両家の東方の牧地設定と私財分与の事例を確認しておく。

オゴデイ家・チャガタイ家のクーデタ未遂事件の後、この事件に荷担した両家王族は軍営禁錮の罰を受け、チャガタイ家3代宗主イエス・モンケ (在位1246-51) は処

刑された⁽⁴⁶⁾。この事件に関与した両家家臣は罰せられ、漠地ではオゴデイにより編成されたタマ軍の軍団がモンケの直接の管轄下の戸籍に登録された。松田孝一氏はこれをオゴデイ家、チャガタイ家に対する一連の圧迫と軌を一にし、両家の軍隊をモンケの配下へ移行させ、モンケの戸口を増やすと共にトルイ家の保有戸口を増やすことも意味したと考察している⁽⁴⁷⁾。一方、イランでは、両家一門の処罰と同時期に、グユクが派遣したタマ軍指揮官エルジギデイが捕えられ、グユクと不和であったジュチ家宗主バトのもとに連行された後、罷免され処刑されたと考えられる⁽⁴⁸⁾。また、ホラーサーン地方のヘラートでは、モンケにより処刑された⁽⁴⁹⁾チャガタイ家イエス・モンケが派遣していた官僚シャラフディーン・ビチクチが1252年以降⁽⁵⁰⁾に捕えられ、杖刑の後、殺害された⁽⁵¹⁾。このようにイランでもオゴデイ家、チャガタイ家との繋がりがあつたタマ軍指揮官や官僚達が罷免、処刑されている。

クーデタに荷担した両家の王族や家臣の処分後、オゴデイ家の財産は事件に荷担しなかつたオゴデイ家諸王に相続されることが決定されて、オゴデイ家の6人の王子はオゴデイ以来の遊牧地と軍隊を与えられた。更に、1257年には6人のうち、オゴデイ治世には幼く配下の戸口を設定されていなかつた4人の王子が漠地の戸口を配分されている⁽⁵²⁾。また、当初よりモンケを推戴していたオゴデイの次子コデンの家系がかつて影響下に置いていた地域の一部は、折衝の末、1253年にトルイ家王族の所領になった。その結果、同家の影響力は本拠地とその東南のコデンがかつて制圧した諸城⁽⁵³⁾に留められたが⁽⁵⁴⁾、『集史』にも見られるように、同家は旧来の軍隊と遊牧地を承認され、勢力を保持したのである⁽⁵⁵⁾。

一方、チャガタイ家に対しては宗主イエス・モンケの処刑の後、前宗主カラ・フレグ（在位1242-46、1251）の復位が約束された。その後、彼が急死したため、寡婦オルクナ（在位1252-60）が代行を命じられたが、「もはや傀儡にすぎず、チャガタイ以来の所領の多くはモンケとバトラジュチ家とによって分割され、ウルスとしての存在すら疑わしい有様になった」⁽⁵⁶⁾。

このように東方においては相対的にトルイ家の権限、所領や配下の戸口が拡大し、オゴデイ家出身のカーン達の治世に比べ、同家の権限は縮小している。しかし、P. Jacksonがフレグの遠征に王族を派遣していないと指摘するオゴデイ家は、東方のモンケの南宋遠征には王族を派遣している。そして、東方において部分的にその権限が縮小したとは言え、基本的にオゴデイ以来の遊牧地と軍隊を与えられ、新たに戸口を分与されていることは無視できない。

また、チャガタイ家からはチャガタイ次子モチ・イエイエの子テグデルがフレグの遠征に従軍していた。遠征に従軍した王族や兵を派遣した王家が戦利品等の征服地で獲得された財を分与されるという原則に従えば、チャガタイ家も配分を受けたはずである。テグデルは、イルハン国2代アバガ治世には、1万戸の軍を所有し、当時のグルジスタンのアララト周辺を夏营地、隣接するナフチワーン周辺を冬营地として遊牧していた⁽⁵⁷⁾。生計のためにこの地域やその他の地域から収益を得ていた可能性があ

る。

更に、両家がイランに所有した私財に関する記録が残っている。やや時代を下ったフレグ家2代アバガ・ハン治世初期（在位1265-81）、1267-8年冬に、中央アジアの別失八里等処行尚書省長官マスウード・ベクがチャガタイ家9代宗主バラク（在位1266-71）とオゴデイ家カイドゥのもとから使節としてアバガのもとを訪れ、「諸々のインチュの会計清算（raf-i muḥāsiba’-i injū-hā）」を求めた⁽⁵⁸⁾。アバガは官僚に一週間で会計を済ませ、マスウード・ベクに渡すように命じており、当時、イランに両家王族のインチュが実在したことがわかる。当時、元朝カーン、クビライは、バラクとカイドゥの懐柔に努めていた。バラクはチャガタイ家宗主に任命され、賜与を受けていた⁽⁵⁹⁾。また、カイドゥはクビライの即位直後、銀絹等を賜与され、1265年には、モンケ治世に父カシ（オゴデイ5子）に設定された漢地の所領を隣接地に改められた⁽⁶⁰⁾。両者のイランにおけるインチュも、クビライにより承認されていたと考えられる。

先述したように、一度獲得されたインチュは基本的に保持される。また、一般的に新しいカーン治世に帝国全体の征服地、服属民が王族に分配される際には、既得のものも改めて分与されていた⁽⁶¹⁾。モンケ治世以来のカシ家の所領がクビライ治世に隣接地に改められたことは、クビライ治世にも旧来同様にカシ家の所領に対する権限が承認されていたことを意味する⁽⁶²⁾。イランのバラクとカイドゥのインチュの起源は、モンケ治世の所領設定と服属民の分与、あるいはそれ以前に両家が所有した権限に遡るのだろう。これらのことより、モンケは、チャガタイ家、オゴデイ家を含む4王家全体にイランの所領と服属民を定めた可能性が高く、少なくとも両家の権限と私財の一部はクビライ治世1268年まで保持され、収益の受け渡しが行われていた。しかし、1270年、チャガタイ家のバラクはアム河を渡りイランに侵攻し、フレグ家2代アバガ・ハンと対戦した。この時、バラク軍に従ったオゴデイ家の王族は、カイドゥの意志により、戦闘前に離脱し帰還したが、バラク死後、1273年、アバガは、当時、オゴデイ家、チャガタイ家が影響力を有していたブハラに軍隊を派遣し略奪した⁽⁶³⁾。それ以降、チャガタイ家、オゴデイ家のイランにおける私財の記録は確認されなくなる。

一方、モンケ治世には、漢地で、新たにモンケの同母弟達、つまりトルイの王子達、クビライ、フレグ、そしてモゲを含むトルイの庶子達に所領が設定されており⁽⁶⁴⁾、先述のようにブハラの服属民もトルイ家に分与されていた。同様に、イランでもトルイ家の権限が強くなり、私財も増加したと考えられる。モンケ即位後、イランの阿母河等処行尚書省には、それ以前から派遣されていたソルカクタニ・ベキの代理である官僚達に加えて、クビライ、フレグ、アリク・ブケ、庶子モゲの代理が任命されており⁽⁶⁵⁾、トルイ家の権限が強まったことが窺える。特に、クビライは、フレグ治世末期1265年に、フレグの遠征に従軍していた彼の分民（qubi）、バヤンを召喚している。クビライも遠征に兵を派遣していたのである。また、バヤン召喚の使節と共にイランに来たアブドゥッラフマーンは、イランにおける諸会計の清算（afraḡh-i muḥāsibāt）のために留まった。この清算は、T. Allsen 等が解釈したように、イランにおけるク

ビライ自身の私財の会計⁽⁶⁶⁾を含んでいたと考えて良いだろう。

このように、モンケ・カーンは、フレグ遠征中の1256年に、カーン自身を含むトルイ家、チャガタイ家、オゴデイ家のイランにおける所領と服属民を定めたと考えられる。また、チャガタイ家バラクとオゴデイ家カイドウのイランにおける私財は、アバガ治世半ば1270年のバラクのイラン侵攻頃まで、当時の元朝カーン、クビライにより承認されていたようであり、収益の受渡しが実施されていた。加えて、イランはフレグ家のインチュであるという『集史』の記述は当時の実態を反映しておらず、『集史』編纂の一つの主眼が、フレグ家によるイラン支配の正当性の提示であることがより明白になった。

3. モンケによるフレグ西方派遣とジュチ家のイランにおける権限と私財

モンケによるフレグの西方派遣がフレグに対する所領分与であったと考える研究者達は、この西征がトルイ家によるジュチ家のイランに対する権限の侵害⁽⁶⁷⁾、またはチンギス・ハンによって与えられたジュチ家西方領のトルイ家による侵害であったと考察している⁽⁶⁸⁾。しかし、P. Jackson は、ジュチ家のイランにおける権限がフレグの西進により縮小した証拠はないと述べている⁽⁶⁹⁾。そこで本節では、ジュチ家のイランに対する権限の起源とフレグ遠征時の状況について考察し、モンケがフレグの西征によりジュチ家の権限を縮小することを意図していたのかということ、そして結果的にフレグの西征がもたらした影響について検討したい。

ジュチ家のイラン、もしくはイランの一部に対する権限について『集史』には記録がなく、先行研究では主に、『世界征服者の歴史』、『ワッサーフ史』、そしてマムルーク朝の史書の記録が典拠とされてきた。ジュチ家によるモンゴルの西方領に対する権限がチンギス治世に遡るとする記録は、次のマムルーク朝史書の記述である。

タタル（＝モンゴル）が東方から出現した時、彼らの出現の最初に、チンギス・ハン（shinkiz khān）は彼らに規定した。諸地方のうちある地方を征服した者は誰でも、獲た物の3分の1はベルケの家のために、3分の1はチンギス・ハンの家のために、そして3分の1は彼と彼の軍隊のためにある⁽⁷⁰⁾。

ただ、すでに指摘されているようにジュチ家と友好関係にあったマムルーク朝下の記録は、ジュチ家のイランに対する権限等についてジュチ家寄りの傾向を持つ可能性がある⁽⁷¹⁾。この文脈では、ジュチの子ベルケは西方で獲得されたものをジュチ家の代表として得て、分配する立場にあるが、チンギス生前に彼がそのような立場にあったわけではない。この情報はベルケがジュチ家5代宗主（在位1256?-1266）であった時期の状況に即しており、後世の様子がチンギス・ハン治世に投影されている可能性がある。またこの記録では、具体的にどの地域にジュチ家が権限や私財を所有したのか不明確である。

他に、フレグの遠征中も執筆が続けられていた『世界征服者の歴史』には、従来、チンギス・ハンが定めた諸子の所領範囲として引用されてきた記述がある。

(チンギス・ハンは息子達) 各人にユルト (yürt, 遊牧地) と言われる彼らの滞在地を定めた。(…略…) トゥーシー (= ジュチ) に対して、カヤリグとホラズムの境域からサクスイーンとブルガールの果てまで、そしてその方面からタタルの馬の蹄が達するところまで彼に与えた⁽⁷²⁾。

ここで具体的に記されているのはホラズム地方からヴォルガ河流域の諸地方であるが、「馬の蹄が達するところ」には後のイルハン国領域も含まれ、トルイ家によるジュチ家の権限の侵害であったとする解釈も存在する⁽⁷³⁾。ただ、この記述において注意すべき点は、これらの地域が、ジュチが収益を獲得する権限を有する「所領」ではなく、ユルト、つまり「遊牧地」として設定されたということである。すなわち、少なくともチンギス治世には、ジュチ家は独占的にこの地域から収益を獲得する権限を有していたわけではない。例えば、『集史』にはトルイの私財について、次のようにある。

トルイが得て、遺産と取分 (qismat) として彼の一族に達していた諸地方の略奪品は、ヒタイ (khitāy) とキプチャク草原と他の諸地方において定められている⁽⁷⁴⁾。

トルイ家は、ジュチ家に与えられていたキプチャク草原にも私財を有していたようである。『世界征服者の歴史』のジュチ家の遊牧地域は、ジュチ家のみの所領ではなかったと考えられる。また、『ワッサーフ史』によると、ジュチ家9代宗主トクタ (在位1291-1312) がフレグ家7代ガザン・ハンに使節を送り、チンギス・ハン配分により、アッラーンとアゼルバイジャンはジュチ家に帰属すると主張している⁽⁷⁵⁾。しかし、同書の別の箇所には、『世界征服者の歴史』を典拠としたとして、次のように記されている。

世界征服者である帝王チンギス・ハンが世界の国々、諸国において有力かつ支配者となった時、諸方、四方を4人の息子達、トゥーシー (= ジュチ)、チャガタイ、オゴデイ、トルイに分けて、諸々の滞在地と遊牧地を世界の四方に定めた。……カヤリグとホラズムの諸方とサクスイーンとブルガールの果てからバクーのダルバンドの境までを年長の息子トゥーシーの名のもとに支配するように任命した。そして、鉄門と呼ばれるダルバンドの向こう側は常に彼の軍隊の冬越えの場所、散在する場所となった。時にはアッラーンまで侵入していた。そしてアッラーンとアゼルバイジャンも彼らの諸国、諸々の滞在地に含まれると言っていた⁽⁷⁶⁾。

この記録によると、『世界征服者の歴史』の記述に比べ、チンギス・ハン配分のジュチ家の具体的な滞在地、遊牧地が、後のイルハン国とジュチ家領域の国境、ダルバンドまで拡大している。また、チンギス・ハン自身は、ダルバンド以南のアゼルバイジャン、アッラーンをジュチ家に対して割当てなかったように記されている。赤坂恒明氏によると、ジュチは、チンギス・ハンにより、アルタイ山脈の西麓、イルティシユ河上流域を遊牧地として定められ、その後ジュチ家の領域は西方に拡大し、ジュチの死

去までにウラル方面にまで広がった。やがて、オゴデイ治世の1236年以降行なわれたジュチの次子バトの遠征によりジュチ家の領域はドナウ河下流域まで広がり、キプチャク草原全域がジュチ家王族の遊牧地となった⁽⁷⁷⁾。つまり、ジュチ家の遊牧地が後のイルハン国との境界ダルバンド付近に達したのは、実質的にはバトの遠征以降であった。

また、イランのアゼルバイジャンがモンゴルの実質的な支配下に入ったのは、1230年代のチオルマゲン率いるタマ軍の一連の征服活動以降である⁽⁷⁸⁾。ジュチ家領域と近接する地域のうち、イラン北西部グルジア王国の南東部（当時のグルジスタンからアッラーン地方にあたる地域）やアナトリアのルーム・セルジुक朝は、1243年に本格的なタマ軍の侵攻を受け、降服した。同地域とジュチ家バトの関係が確認されるのはこの頃からである⁽⁷⁹⁾。阿母河等処行尚書省がホラーサーン地方に置かれたのはオゴデイ即位後1230年頃であり、ジュチ家宗主バトの官僚達がこの一帯で活動し始めた⁽⁸⁰⁾。

上述のように諸史料において、チンギス・ハンが決定したジュチの権限や遊牧地の範囲は明確ではなく、その西端は将来的にモンゴルの支配地域が西に拡大することを見越した曖昧な設定であったように記録されているが、後世になるにつれ、その権限や牧地の範囲が拡大してゆく傾向がある。そして、ジュチ家が実質的にアッラーン、アゼルバイジャンに対する影響力を獲得したのは、オゴデイ治世以降であった。

また一方、前節で述べたモンケ・カーン治世のイランにおける所領設定と服属民の分与時には、モンケ即位の後ろ盾となったジュチ家宗主バトもまたその配分を受けていたと考えて良いだろう。フレグ家8代オルジェイト治世に記された『オルジェイト史』の記述によると、1316年にジュチ家10代宗主ウズベクの使節達がモンケ・カーンのヤルリグ（＝勅令）に基づき、ジュチ家の権限のあるものは何でも渡すように要請し、オルジェイトもまた彼の使節達を快く受入れている⁽⁸¹⁾。このことよりイランにはモンケ治世に由来するジュチ家の私財が存在したことは確かである。

既出の史料や従来の研究をまとめると、ジュチ家はその占有権を後世まで主張した地域はアゼルバイジャンやアッラーンで、糧食等を得ていた地域や、モンケ治世に彼らの工房や私財が存在した主な地域はアゼルバイジャン地方のタブリーズやマラーガであった⁽⁸²⁾。また、ホラーサーン一帯にもジュチ家は影響力を有し、阿母河等処行尚書省の長官アルゲン・アカはモンケにより人口調査とコプチュル税の設定を命じられた際に、帰途、その件の伝達のためにジュチ家宗主バトのもとを訪れている⁽⁸³⁾。ホラーサーン近隣のヘラートでは、ジュチ家から派遣された知事や官僚が権勢を振るった時期もあり、モンケ治世の656/1258年頃まで、毎年2度バトのためにジュチ家のアミール達に獣や馬、軍糧等を供出していた⁽⁸⁴⁾。さらに、フレグ遠征に従軍していたジュチ家王子、クリ、バラガイ、トタルのうち、クリはアナトリア東部で活動しており、クリの死後は彼の子ミンガンがその地位を継いだ⁽⁸⁵⁾。また、バラガイ、トタルは、当初、ホラーサーン地方のバードギース、後には大アルメニア、グルジスタン方面に居た⁽⁸⁶⁾。更に、最近紹介された著者不明のモンゴル史のクトゥブッディーン・シーラー

ズィー書写本によると、ジュチ家の官僚達はホラーサーンとイラク・アジャム、アゼルバイジャン、アッラーン、グルジスターンの良い地域を支配し、自分達のインチュと主張しており⁽⁸⁷⁾、イラン北西部から北東部にかけてジュチ家が影響力を及ぼしていたことがわかる。前節で確認したように、モンケ治世にトルイ家の権限はそれ以前に比べ強まったが、その一方でジュチ家の権限が縮小した、または侵害されたと考えるのは早急である。

従来の研究によると、モンケは治世中、ジュチ家2代宗主バトとの勢力の均衡を保持し、トルイ家とジュチ家の対立が表面化するのバトの死後である⁽⁸⁸⁾。だが、既にバトの生前、1254-55年頃にフレグとジュチ家王子達の間の不和のきっかけとも推測される事件が起きている。モンケがヘラートに任命していたカルト（クルト）朝のシャムスッディーンがヘラートに駆馬と天幕の調達に来たバトのアミール達を追い返し、バトは当時イランに駐屯していたジュチ家王子バラガイにシャムスッディーンの連行を命じた。バラガイは、モンケがフレグ軍の先鋒に任命していたキトブカに命じて、シャムスッディーンのもとに使節を派遣させた。シャムスッディーンは、モンケとフレグの勅令があるので他の王族の勅令を直接持参しない限りは出向かないと抵抗し、その後1255年⁽⁸⁹⁾、イラン進軍中のフレグのもとに向かった。その道中で、シャムスッディーンは、ジュチ家王子達バラガイとトタルの使節達に遭遇し捕まりかける。しかし、ちょうどフレグの使節が通りかかり、シャムスッディーンとジュチ家使節達は共にフレグのもとに向かうことになり、彼はジュチ家王子達のもとへの連行を免れた。フレグは、ジュチ家の王子達の使節をフレグのもとに来る人物の行く手を阻んだという理由で処罰し、シャムスッディーンをヘラートに再任した⁽⁹⁰⁾。この出来事に対するジュチ家王族の反応、報復の記録はなく⁽⁹¹⁾、翌1256年にバトは死去している。

その後、1256年から1260年の期間に、ジュチ家宗主ベルケの承認の上、フレグは、ジュチ家の王子バラガイ、もしくはトタルを処刑した⁽⁹²⁾。またフレグは、モンケ生前に、バトにより派遣されていた、もしくはバトの影響下にあったことが指摘された⁽⁹³⁾ チョルマゲン・タマ軍の指揮官バイジュも処刑している⁽⁹⁴⁾。但し、これらのフレグによるジュチ家関係者処罰の決定や執行に、モンケが関与したという記録は無く、フレグとジュチ家関係者の間の問題であったようである。ここからは、モンケ自身がジュチ家のイランにおける権限を弱めようとした、と言うことはできない。

最後に、バトの死後のジュチ家のイランにおける権限について、フレグ西征の新征服地⁽⁹⁵⁾から獲得された戦利品の分配を例に、明らかにしておきたい。戦利品について、『集史』には次のような記録がある。

フレグ・ハンがバグダードから持ち出した大量の財宝をライの代官（nā'ib）、アミール・ナーシルッディーン・アラーウッディーンの手によりアゼルバイジャンの方に送った。また邪教徒達（＝ニザール派）の城砦、ルーム（＝アナトリア）、グルジア、アルメニア⁽⁹⁶⁾、ルル、クルドからもたらした財宝も同様にした。そしてタブリーズのマリク・マジドゥッディーンに命じ、ウルミーヤとサルマーン

の湖岸にあるタラと呼ばれる山に高い建物を建設し、すべての金貨を溶かし、金塊を作ってそこに蓄えた。そしてその諸々の珍品と財宝の一部を勝利の吉報と共にモンケ・カーンの御前に送り、イランの地の国々の征服の状況とミスルとシャーム（エジプトとシリア）の地域に向かうことを通知した。（…略…）カーンは、その吉報を聞いて大変喜んだ⁽⁹⁷⁾。

戦利品は、ウルミーヤ湖畔の建物に貯蓄、保管されたが、一部はモンケ・カーンのもとに送られている。また、この時、財宝の建物を建築した人物、マリク・マジドゥディーンは北川氏により当時のジュチ家宗主ベルケの書記（dabīr）であることが明らかにされている⁽⁹⁸⁾。ジュチ家宗主の配下の者が戦利品の管理に携わっており、ジュチ家も戦利品を獲得したことが推察される。1260年頃に執筆された『ナースィル史話』には、

（フレグは）バグダードの全財宝—その諸財の数は、人間には書ききれず、また口で語る域を超えている—を獲得した。諸々の金銭と宝石と優美な物品、貴石や金が散りばめられた品物等、全てを自らの軍営に運んだ。モンケ・カーンにふさわしいものをカリフの側近、後宮の一部の者、カリフの娘の1人と共にトルキスターン（＝カーンの在所）の方に送った。そして一部を贈物と分け前として、イスラーム教徒であるベルケのもとに送った。そして一部を保管した⁽⁹⁹⁾。

とあり、やはりベルケにも財宝が送られたようである。遠征の戦利品は、遠征に従軍した者、遠征軍を派遣した王家・家臣に分配されるのが常であり、カーンのもとに送られた戦利品は王族に分与されたと考えられる。そして、一説によると、フレグはモンケが死去したことを知ると、戦利品の西方への送付を停止しており⁽¹⁰⁰⁾、ジュチ家に戦利品が送られなくなったのも同時期であったと考えられる⁽¹⁰¹⁾。

以上より、まず、ジュチ家が占有権を主張していたアゼルバイジャン、アッラーンが実質的に同家の影響下に入って行ったのは早くともオゴデイ治世以降である。そして、チンギス・ハンがジュチに対してイラン全土における権限を設定していたという記録はなく、モンケによるフレグ西方派遣がチンギス・ハンが規定したジュチ家のイランにおける権限を侵害する行為であったとは考え難い。また、モンケはジュチ家に所領や服属民等の私財を定めており、モンケ自身がフレグとジュチ家の王子達との諍いやフレグによるジュチ家王子達の処刑に関わったという明確な記録は無い。そのため、モンケの政策が相対的にジュチ家を牽制し、影響力を弱めた可能性はあるが、モンケがジュチ家のイランにおける権限を縮小しようとしたとは一概には言えないだろう。このことは、フレグ西征の戦利品がモンケ・カーンとジュチ家宗主ベルケに送られていることから明らかである。従って、モンケには新征服地全域をフレグのインチュとする意図がなかったことは確かである。そして、ベルケがバグダード征服時の戦利品を獲得したという記録があるため、ジュチ家はバグダード征服直後まではイラン方面における権限を保持していたのである。その後、残りのジュチ家の王子達の不可解な死を通して、フレグとジュチ家宗主ベルケの間の溝が深まり、1259年のモンケ

死後、1261-1262年⁽¹⁰²⁾のフレグとベルケの対立に発展した⁽¹⁰³⁾。

おわりに

本稿で明らかになったことをまとめると、まず、『集史』のモンケ達の議定内容とモンケの意図は、イランがフレグのインチュに相当するという意味に解釈できる。しかし、モンケは、フレグがイランに到着した直後に、王族、家臣に対してイランの所領設定と服属民分与を行っており、『集史』の記述とは矛盾する。そのため、実際には『集史』でモンケが公言しているように、モンケはフレグがモンゴル本土に帰還することを前提として遠征を命令したと考えるのが妥当だろう。

また、モンケ治世に大幅に減少したと考えられて来たオゴデイ家、チャガタイ家のイランにおける権限と私財は、トルイ家の権限が強まった結果、縮小した可能性はあるが、クーデタに関与しなかった両家の王族はモンケにより所領と服属民を与えられたと考えられる。その私財はクビライ治世にも保持され、収益の受渡しは、1270年のフレグ家2代アバガ・ハンとチャガタイ家宗主バラクの対戦直前までは行なわれていた。また、クビライもフレグの西征に兵を派遣し、イランに私財を所有していた。そしてイランがフレグ家のインチュであるという『集史』「アバガ・ハン紀」の記述も事実を反映しておらず、フレグ家によるイラン支配を正当化する論理のもとに記されているのである。

さらに、モンケによるフレグ西方派遣が、本質的にジュチ家のイランにおける権限を侵害する行為であったとは断定できない。モンケはジュチ家に新たにイランにおける権限や私財を与えており、フレグ派遣によりジュチ家のイランにおける権限を縮小しようとした形跡はない。そしてフレグは、バグダード征服の直後に、同地における戦利品をモンケ・カーンとジュチ家に送っており、イランの新征服地はやはりフレグのみのインチュとなったわけではなく、モンケが亡くなるまでジュチ家の征服地における権限は保持されていたと考えられる。

以上、フレグのイラン支配の起源とモンケによるフレグ西方派遣の目的について、従来、見解が分かれていた点について考察し、整理した。そして、モンケはイラン全体をフレグの采邑としたわけではなく、モンゴル王族に対するイランの所領設定を前提としてフレグを西方に派遣したことが実証された。フレグがイランに留まり、元朝のクビライ・カーンによりイラン支配を承認された後も、カーンや他王家のイランにおける権限と私財は保持されており、イラン全域がフレグ家のインチュとなったわけではないのである。

その後、フレグ家とジュチ家ベルケとの対戦⁽¹⁰⁴⁾、1270年のチャガタイ家バラクのホラーサーン侵攻を経て、北川誠一氏が「イランはあたかもフレグ家の私領の如き様相を呈するに至ったのである」と指摘しているように⁽¹⁰⁵⁾、特にフレグ家と対立した王家のイランにおける権限や私財は消滅ないし縮小し、形骸化して行ったと考えられ

る。

ただ、例えば『集史』が編纂された1300年代初頭に、アゼルバイジャン地方のタブリーズには、もともとチンギス・ハンの庶子コルゲンに属し、当時は彼の子ウルクダイに帰属した工房が保持されていた⁽¹⁰⁶⁾。コルゲン家は東方に居り、フレグ家と何ら対立要因を持たなかった王家である。また、歴代のフレグ家のハン達の即位を承認していた元朝カーンのイランにおける私財も維持されていたと考えられる。何故なら、クビライ支配下の元朝では、モンケ治世末までに設定されたフレグの所領と、クビライが南宋遠征の後、フレグに割当てた江南の所領の収益が保管されており、1304年のフレグ家7代ガザン・ハンの使節派遣以後、受け渡しが再開されているからである。また、この頃、1275年にアバガが元朝に返上していたフレグの工匠集団も再下賜された⁽¹⁰⁷⁾。

元朝カーン、テムル治世1304年頃以降、元朝とジュチ家、チャガタイ家、フレグ家間で使節が往来し、東西和合が成立した⁽¹⁰⁸⁾。そして、1316年にフレグ家8代オルジェイトが、モンケの定めたジュチ家の取分の受渡しを快く受諾しているように、少なくとも一時的にジュチ家のイランにおける権限と私財は再興したのである。

今後は、この見解に基づき、稿を改めて、『集史』の史料の性質、フレグとタマ軍・遠征軍の関係について考察して、フレグ家のイラン支配の起源についてさらに分析すると共に、その後のイルハン国についても元朝や他王家、その他の諸王朝との関係を踏まえて検討してゆきたい。

注

- (1) 後のイルハン国の支配下にあったアナトリア東部、コーカサス地方南部を含むアム河からユーフラテス河までの地域を指す。本稿ではイランと表記する。
- (2) タマ軍に関しては多くの研究が存在するが、それらの研究成果が総括されている（松田孝一「宋元軍制研究の諸論点」『国際研究論叢』9-1、1997、75-78頁）。チョルマゲン・タマ軍は北西イランに進軍後、同地域を根拠地としていた。同軍は、カーンが同地域を阿母河等処行尚書省の管轄下に置いた後も徴税を行っており（北川誠一「モンゴル帝国のグルジア征服」『オリエン』40-2、1997、75-78頁）、タマ軍と阿母河等処行尚書省の管轄の区分は曖昧であった。
- (3) 阿母河等処行尚書省については多くの研究が存在する。その中でも本田実信「阿母河等処行尚書省」『モンゴル時代史研究』東京大学出版会、1991、101-126頁（初出「阿母河等処行尚書省考」『北方文化研究』2、1967）；松田「モンゴルの漢地統治制度—分地分民制を中心として」『待兼山論叢』2、1978、33-54頁；歴代長官アミールの1人、アルゲン・アカとモンケ治世に関しては、G. Lane, "Arghun Aqa: Mongol Bureaucrat?," *Iranian Studies*, 32(4), 1999, pp.459-482, T. Allsen, *Mongol Imperialism: The Politics of the Grand Qan Möngke in China, Russia, and the Islamic Lands 1251-1259*, Los Angeles, 1987; イルハン国成立前のイラン支配については、J. Aubin, *Émiris mongols et vizirs persans dans les remous de l'acculturation*, *Studia Iranica*, Cahier 15, Paris, 1995, pp.11-20.
- (4) 本稿では便宜上、当時の実態に合わせて、モンゴル王族の不動産・動産等の物的財産と工匠や領民等の人的財産を包括的に私財と総称する。
- (5) フレグとクビライの関係については、杉山正明「クビライ政権と東方三王家」『東方学報』54、

1982、305-9頁；同「ふたつのチャガタイ家」『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、1983、654-5頁（両論考は、若干の記述変更の上、同『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版社、2004に再録）。『集史』によると、クビライは1260年にカラコルムを掌握した後、年末の冬営から夏までの間に、フレグにイランの地とその地域のモンゴル軍を統べるようにという言葉（payghām）を送った（Rashid al-Dīn Faḡl Allāh Hamadāni, *Jāmi' al-Tawārīkh* (eds. M. Rowshan and M. Mūsavi, Tehran, 1373/1994, 4vols.), vol.2, p.877)。但し、『集史』のこの記述の前後、1260年のクビライのカーン即位から1264年1月までの箇所は、主に季節が記されるのみで正確な年代は不明確である。また、フレグの遠征に際しモンゴル本土に残った次子ジュムクルは当時、クビライとカーン位継承で対立したモンケの末弟アリク・ブケと行動を共にしていた。Jacksonは、1978年には、フレグがアリク・ブケを支持していたと解釈できると指摘した（P. Jackson, “The Dissolution of the Mongol Empire,” *Central Asiatic Journal*, 22, 1978, p.234）。一方、1999年にはアリク・ブケがフレグの妻子の営地を押収したと考察しているが、『集史』にはそのような具体的記述はない（Jackson, “From Ulus to Khanate,” eds. R. Amitai-Preiss & D. Morgan, *The Mongol Empire & its Legacy*, Leiden, 1999, p.30）。1264年1月に、フレグは、ジュムクルをイランに呼ぶために使節を派遣し、アリク・ブケ陣営から離脱させた（*Jāmi' al-Tawārīkh*, vol. 2, p.886）。アリク・ブケのクビライ側への投降は同年7月であり、その直前まで、フレグとアリク・ブケとの関係は完全には断たれていなかったと考えられる。『集史』によると、アリク・ブケ投降後にクビライによりフレグをイランの地の帝王（pādshāh）とする勅令（yarliḡh）が発布された（*Jāmi' al-Tawārīkh*, vol.2, p.1047）。

- (6) 最近では、P. Jackson, 1978, pp.188-189; D. Morgan, “Rašīd al-Dīn and Ghazan Khan,” ed. D. Aigle, *L' Iran face à la domination Mongole*, Tehran, 1997, pp.170-188; フレグとクビライの正当化に関しては、杉山1982、311-312頁；ガザン系統に関しては、J. Aubin 1995, p.23; J. Pfeiffer, “Reflection on a ‘Double Rapprochement’: Conversion to Islam among the Mongol Elite during the Early Ilkhanate,” ed. L. Komaroff, *Beyond the Legacy of Genghis Khan*, Leiden, 2006, p.370.
- (7) イルハンの語義は、イル汗を臣従、従属と解釈する説、または部民と解釈する説など多くの説が存在し（北川誠一「イルハン称号考」『オリエント』30-1、1987、41-53頁）、その他にイルを力 *elīg* の点訛形とする説がある（M. Erdal, “Die Türkisch-Mongolischen Title *elḡan* und *elḡi*,” *Altaica Berolinensia: The Concept of Sovereignty in the Altaic World*, Wiesbaden, 1993, pp.81-99; R. Amitai-Preiss, *Mongols and Mongols*, Cambridge, 1995, p.14）。
- (8) イルハン称号採用時期に関する代表的な説として、まずモンケは当初フレグをチンギス・ハンにより定められたジュチ家やチャガタイ家と同位のハンとすることを望んだが、結局それに劣る下位のカーンに従属的なハン、イルハンに任じたという意見がある（Allsen 1987, p.49; id., “Changing Forms of Legitimation in Mongol Iran,” eds. G. Seaman and D. Marks, *Rulers from the Steppe*, Los Angeles, 1991, pp.226-227; id., *Culture and Conquest in Mongol Eurasia*, Cambridge 2001, pp.20-21）。また、モンケがフレグをイルハンに任命したという根拠は無いとして、フレグの貨幣の打刻銘や諸史料に見られるイルハン号の記述に基づき、フレグがモンケ死後の658/1960年に公式にイルハンと称したとする見解（Jackson 1978, pp.221-22; id. 1999, 29; Amitai-Preiss, “Evidence for the Early Use of the Title *ilkhān* among the Mongols,” *Journal of the Royal Asiatic Societies* (Series 3), 1, 1991, p.353）、それに対し、それらの考察では貨幣打刻銘が誤読されており、イルハン称号は、フレグの死後に彼に対し使用され始めたという主張が存在する（J. Kolbas *The Mongols in Iran: Chingiz Khan to Uljaytu 1220-1309*, London, 2006, pp.174, 187, 189）。

- (9) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.977.
- (10) J. A. Boyle, "Juvaini and Rashid al-Dīn as Sources on the History of the Mongols," *Historians of the Middle East*, eds. B.Lewis and P. M. Holt, London, 1962, p.133.
- (11) 'Alā' al-Dīn 'Aḩā-Malik Juwayni (d.681/1283), *Tārikh-i Jahān-gushā* ed. M. Qazvini (Reprinted in Tehran, 1378/1999, 3vols.), vol.3, p.90; 1280年代後半書写と推定されている著者不明のモンゴル史写本にも、地方を「平定する (rāst kunad) ように派遣」(f.24a) しており、モンケがフレグにイランを与える意志を持っていたという記述はない。同写本については、R. Purjabvadi and S. Schmidtke, "The Quṭb al-Dīn al-Shīrāzī" (d.710/1311) Codex (MS Mar'ashī 12868): Studies on Quṭb al-Dīn al-Shīrāzī, II," *Studia Iranica*, 36(1), 2007, pp.279-301。執筆者は、同写本について、2009年度早稲田大学史学会において「『集史』『モンゴル史』の史料の性質—『世界征服者の歴史』、著者不明の『モンゴル史』との比較をとおして—」という題目で発表した。
- (12) Jackson 1978, pp.221-22; id. 1999, p.29; id. "The Mongol age in eastern inner Asia," *The Cambridge History of Inner Asia, The Chinggisid Age*, p.39。彼はまたマムルーク朝下で書かれた Ibn Faḩl Allāh al-'Umārī (d.749/1349) の百科事典のモンゴルに関する記録に見られるフレグはモンケの代理 (mandūb) であったという記述も傍証として併記している (*Masālik al-Absār fī Mamālik al-Amṣār*, ed. Klaus Lech, Wiesbaden, 1968, p.2)。また、1978年以前の研究や見解については基本的に本稿で言及する先行研究に網羅されている。ロシアにおける研究については、次を参照 (A. Arslanova, "Russian Research on the Interrelations of the Golden Horde with the Ilkhans of Iran and the Chaghatayids," *Acta Orientalia Scientiarum Hungaricae*, 58(3), 2005, pp.277-293)。
- (13) Allsen 1987, pp.47-49; id. 1991, pp.226-227, 233-234; id. 2001, pp.19-22.
- (14) Aubin 1995, p.17.
- (15) Allsen, 2001, p.20.
- (16) Lane 2003, p.1, 15-18, 39。また、Lane は、『集史』編纂時に典拠の一つともされたアターマリク・ジュワイニーの『世界征服者の歴史』のチンギス・ハン治世のジェベ、スベエテイの阿姆河以西地域遠征の文脈の「一王朝の終末と一王朝の創始 (ibtidā'ī dawlati wa intehā'ī dawlati)」の後者をイルハン国に比定しているが、チンギス・ハン治世1220年代の文脈であるため、この表現がイルハン国を指すとは限らない (*Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.1, p.116)。
- (17) Amitai-Preiss 1995, p.13; id. "HULĀGU (HÜLEGÜ) KHAN," *Encyclopaedia Iranica*, vol.12, 2004, pp.554-557.
- (18) D. Morgan, *The Mongols*, 2nd ed., Malden, 2007, p.131 (1st ed. 1986)。
- (19) 本田「モンゴルとイスラム」本田前掲書、1991、201-202頁 (初出「イスラムとモンゴル」『岩波講座世界歴史』8, 1969)。本田氏の見解は杉山正明氏により踏襲された (杉山『大モンゴルの世界 陸と海の巨大帝国』角川書店、1992、195頁)。
- (20) 本田「チンギス・ハンの千戸制」本田前掲書、1991、28頁 (初出「チンギス・ハンの千戸——『元朝秘史』とラシード『集史』との比較を通じて』『史学雑誌』62-6、1953)。
- (21) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.973.
- (22) 村上正二「元朝秘史に現われたる「奄出」emčüについて」『和田博士還暦記念論叢』講談社、1951、703-716頁; 同訳注『モンゴル秘史』1970、1、東洋文庫、311頁; 同「モンゴル朝治下の封邑制の起源——とくに Soyulḩal と Qubi と Emčü との関連について——」『モンゴル帝国史研究』風間書房、1993、197-198頁 (初出『東洋学報』44-3、1962)。
- (23) injū に関する言及や考察は非常に多いが、ここでは語義に関する専論を挙げる。G. Dörfer,

- Türkischen und mongolische Elemente im Neupersischen*, Band II, 1965, 220-225; Kazuhiko Shiraiwa, “Jñü in the Jāmi’ al-Tawārikh of Rashid al-Dīn,” *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*, 42 (2/3), 1988, pp.371-376.
- (24) 訳については次を参照した(村上訳注『モンゴル秘史』3、東洋文庫、1976、41-42頁、小澤重男『元朝秘史全訳続攷(中)』風間書房、1988年、253-272頁)。
- (25) *Jāmi’ al-Tawārikh*, vol.2, p.1068, pp.1071-1072.
- (26) コブチュル税については、本田「ガザン・ハンの税制改革」本田前掲書、1991、287-290頁(初出「ガザン=カンの税制改革」『北海道大学文学部紀要』10、1961)。
- (27) *Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.2, pp.258-259, vol.3, pp.102-103; 本田1991(1967)、119-120頁。
- (28) *Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.2, p.260.
- (29) 『元史』巻3、憲宗本紀、六年丙申。本田氏が、この『世界征服者の歴史』と『元史』の記述が同じ出来事の記録であると指摘した(本田1991(1967)、123頁)。また、近年では、Allsenも言及している(Allsen 2001a, 48)。
- (30) モンゴル王族の所領設定、服属民の分与については、松田1978参照。
- (31) この点については、2004年度日本中東学会にて口頭発表した内容に加筆し、近日、論文として発表予定。
- (32) この税も人口調査に基づいており、モンケ治世のコブチュル税に類する税制であったと考えられる(*Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.2, 229)。モンケ治世以前のコブチュル税については、M. A. Whaley, 2001, “An Account of 13th Century Qubchir of the Mongol “Great Courts”,” *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*, 54(1), 2001, pp.1-84.
- (33) *Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.2, pp.2523, 258. オゴデイ治世からモンケ治世までのイランにおける人口調査とコブチュル税設定の実施地域や徴税状況については検討の余地がある。詳細は別稿にて考察する。
- (34) 西方の征服地における戦利品や財の分配に関しては、P. Buell, “Tribe, qan and ulus in Early Mongol China: Some Prolegomena to Yuan History,” unpublished Ph.D. thesis, Washington, 1977; Allsen “Sharing out the Empire: Apportioned Lands under the Mongols,” eds. A. M. Khazanov and A. Wink, *Nomads in the Sedentary World*, Richmond, 2001b, pp.172-190; 四日市康博「ジャルグチとビチクチに関する一考察——モンゴル帝国時代の行政官」『史観』147、2002、33-52頁; 同「ジャルグチ考」『史学雑誌』114-4、2005、1-30頁; 同「モンゴル帝国の国家構造における富の所有と分配—遊牧社会と定住社会、中華世界とイラン世界—」『九州大学21世紀 COE プログラム「東アジアと日本: 交流と変容」統括ワークショップ』2006、165-181頁等。
- (35) 松田「チャガタイ家千戸の陝西南部駐屯軍団(上)」『国際研究論叢』、1992、80頁; 同「オゴデイ諸子ウルスの系譜と継承」『平成七年度科学研究費(総合研究 A.) ベルシア語古写本史料に? よるモンゴル帝国の諸王家に関する総合的研究』1995、47-48頁; 村岡倫「オゴデイ・ウルスの分立」『東洋史苑』39、1992、22、27頁。
- (36) Jackson 1999, pp.28-29.
- (37) Qutb al-Din Mūsā b. Muḥammad al-Yūnīnī (d.726/1326), *al-Dhayl Mir’at al-Zamān* (4 vols., Hyder abad, 1374-80/1954-61), vol.1, p.498, and vol.2, p.161. 同箇所は Ibn Shaddād (d.684/1285) によるマムルーク朝のスルターン、パイバルス(在位1261-1271)の年代記 *Sīrat al-Malik al-Ẓāhir* の現存しない部分の引用である(Jackson 1999, p.28)。
- (38) Waṣṣāf の称号を有した Shihāb al-Dīn ‘Abd Allāh b. Faḍl Allāh Shirāzī の著書、*Tajziyat al-Amṣār*

- wa *Tazjīyat al-'Aṣār* の通称。本書は、『世界征服者の歴史』続編として記された史書で、1300年4-5月に序、1303年3月にその一部がガザンに献呈され、その後加筆された (P. Jackson, “WAṢṢĀF,” *EF*², vol.14, p.174)。
- (39) この記事のカーンについてはクビライとモンケの2通りの解釈が存在する。フレグとジュチ家ベルケの間の戦闘の理由を記した部分への挿入であり、住人分与の対象がバトやソルカクタニ・ベキであり、彼らの生前であるためモンケ治世初期説を踏襲する。次を参照、四日市2005、10頁；同2006、169頁。
- (40) イルハン国期の khāṣṣa は、主にハン領を指す (C. Orhonlu, “KHĀṢṢ,” *EF*², vol.4, 1981, 1094-1099; E. Hooglund, “AMLĀK,” *EF*, vol.1, 1985, pp.973-976; A. K. S. Lambton, “KHĀLĪṢ,” *EF*², vol.4, 1981, pp.972-999)。
- (41) この文脈では、uluḡ qol, dalā-yi buzurg がほぼ同義で併記されており、uluḡ と buzurg は「大」と解釈できる。大コルはここではカーンのウルス (国民) を指す。ダライの語義は、「国有地」「国有財産」「世界」「海内」(Dörfer, *Türkischen und mongolische Elemente im Neupersischen*, Band IV, 1975, pp.324-326)、すなわち公の財を意味する。これらの解釈については次を参考にした(四日市2005、10頁；同2006、169頁、178頁注11)。『ワッサーフ史』では、イルハン国の dalā に関する記述が多いため、それに対してカーンが統治する元朝の dalā には、「大」が付記されたと考えられる。またこの記述は、モンゴルの支配者の私民と国の公民の概念区分が必ずしも明確ではなかったことを示していると考えられるが、このことについては別稿で触れたい。
- (42) *Tārikh-i Waṣṣāf*, Lith. Bombay, M. M. Iṣfahānī, 1269/1853, Reprinted in Tehran, 1338/1959, p.51.
- (43) 松田1992、81頁。
- (44) Allsen, “The Princes of the Left Hands: An Introduction to the History of the Ulus of the Orda in the Thirteenth and Early Fourteenth Centuries,” *Archivum Eurasiae Medii Aevi*, 5, 1987, pp.5-40.
- (45) この史料の解釈については、四日市2005、10頁；同2006、169頁。
- (46) 村岡1992、27頁。
- (47) 松田1992、81、83頁。
- (48) *Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.3, pp.61-2. その後のエルジギデイに関する記録はない。ジュワイニーはエルジギデイのその後の詳細について記述すると言及しているが、その記録は残っていない。本田氏は処刑されたとする (本田1991 (1967), 120頁)
- (49) 村岡1992、27頁。
- (50) 後述の *Tārikh-nāma-yi Harāt* には646/1248-1249年の出来事とあるが、モンケにより1252年にヘラートに任命された (*Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.2, p.355)。カルト (クルト) 朝のシャムスッディーンにより殺害されたので、1252年以降の出来事であると考えられる。*Tārikh-nāma-i Harāt* の記述の年次にずれがあることは本田氏も指摘している本田「ヘラートのクルト政権」本田前掲書、1991、151頁 (初出「ヘラートのクルト政権の成立」『東洋史研究』21-2, 1962)。
- (51) 本田1991 (1962)、145頁；Sayf b. Muḥammad al-Harawī, *Tārikh-nāma-i Harāt*, ed. M. Z. al-Ṣiddiqī, Calcutta, 1943, 172-181. 本書は、1221-1321年頃のヘラート通史。
- (52) 村岡1992、22-27頁；松田1995、47-51頁；M. Biran, “The Mongols in inner Asia from Chinggis Khan’s invasion to the rise of Temür: the Ögödeid and Chaghadaid realms,” *The Cambridge History of Inner Asia, The Chinggisid Age*, p.48.
- (53) この地域については、牛根靖裕「元代の鞏昌都總帥府の成立とその展開について」『立命館東洋史学』24、2001、85-131頁。

- (54) 杉山「東西文献によるコデン王家の系譜」杉山前掲書、2004、477-480頁（初出『史窓』48、1991）；松田1995、51頁；チベットについては、陳慶英・史衛民「蒙哥汗時期的蒙藏關係」『蒙古史研究』第一輯、1985、3-10頁；L. Petech, *Central Tibet and the Mongols*, Rome, 1990, pp.5-16；中村淳「チベットとモンゴルの邂逅」『岩波講座世界歴史11 中央ユーラシアの統合』岩波書店、1997、130-135頁；Jackson 1999, pp.28-29；張雲『元朝中央征服治藏制度研究』哈爾濱、黒龍江教育出版社、2003、6-9、33-41頁。
- (55) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.1, p.624, vol.2, p.794；杉山2004（1991）。
- (56) ここではウルスは遊牧集団から構成される国を指す。例えば、ジュチの子バルケがチャガタイ家の本拠イリ溪谷のグルジャ（曲兒只）に所領を定められた（村岡1992、27頁）。
- (57) 北川「テグダル＝オグルの乱について」『オリエント』20-2、1977、60頁。『集史』にも彼の家がグルジスターンにあったと記されている（*Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, 1070）。彼は1270年にチャガタイ家バラクがアム河からイルハン国領域に侵攻した際に、バラクと連動した。処刑は免れたが、その罪で彼のアミール達は処刑され、軍隊は50人を残して分割されて死ぬまでハン廷に居た。
- (58) Allsen 2001a, p.49；id. 2001b, p.181。
- (59) 1268年にバラクに対する賜与の記録がある（『元史』巻6、世祖本紀3）。1275年2月、クビライはカイドゥ、バラクに対して与えていた金符、銀符を回収する命令を出しており（『元史』巻8、世祖本紀5）、この時、はっきり両者を敵として扱うことを明示した（松田1995、53、57頁）。
- (60) 『元史』巻4、世祖本紀1；松田1995、52、55頁。
- (61) 四日市2005、25頁注14。
- (62) 松田1995、51頁。松田氏はクビライ治世の分与戸数の推定のためにモンケ治世の分与戸数が手がかりになると指摘している。
- (63) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, pp.1076, 1099。
- (64) 村岡倫1992、25頁；チベットについては、注56の研究参照。
- (65) *Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.2, p.256。
- (66) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.1, pp.897-8；Allsen 2001a, p.49；id. 2001b, p.181。クビライがカーンという立場にあったことより、他の王家の私財の生産も含まれていた可能性があるが、更に考察が必要である。
- (67) Aubin 1995, p.17；Allsen 2001a, p.20。
- (68) Lane 2003, 39。
- (69) Jackson 1978, p.220。
- (70) В. Тизенгаузен, *Сборник материалов относящихся къ истории Золотой Орды*, Томь.1, Петербургъ, 1884, pp.70-71。Тизенгаузенは、典拠を Ibn al-Waṣīl (d.697/1297-98) の年代記 *Mufarrij al-Karub* とするが、Jackson によると実際の典拠は、Qirṭāy al-'Izzī al-Khazāndārī の *Tā'rikh Majmū' al-Nawādir* である（Jackson 1999, 29）。
- (71) D. Ayalon, "The Great Yāsā of Chingiz Khan: a re-examination," *Studia Iranica*, 34, 1971, pp.152-166；Jackson 1978, p.189。
- (72) *Tārikh-i Jahān-gushā*, vol.1, p.31。
- (73) Lane 2003, p.39。
- (74) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.786。
- (75) *Tārikh-i Waṣṣāf*, p.398。
- (76) *Tārikh-i Waṣṣāf*, pp.49-50。

- (77) 赤坂恒明『ジュチ裔諸政権史の研究』風間書房、2005、209-11頁。
- (78) 北川「チョルマガン・タマ軍の対外活動」『西南アジア研究』45、1996、27-38頁。
- (79) グルジア王国の女王は降服に際し王子をモンゴルに派遣し、彼はバトのもとを訪れた後、モンゴル本土に向かい（北川「モンゴル帝国とグルジア王国」『史朋』、1979、7頁）、ルームの سلطانは1244年にバトのもとに使節を送った（井谷綱三「モンゴル侵入後のルーム」『東洋史研究』39-2、1980、363頁）。
- (80) 本田1991（1967）、105頁。オゴデイ治世に阿母河等処行尚書省の長官に任命されたチン・テムルはジュチの軍政官であった（*Tārīkh-i Jahān-gushā*, vol.2, p.218）。また、638/1240-41年にヘラートの知事になったマジドドッディーン・カルユニーはバト廷に赴き、彼から金牌を得ていた（本田1991（1967）、142頁）。
- (81) Abū al-Qāsim Qāshānī, *Tārīkh-i Ūljāyūtū*, ed. M. Hamblī, 1348/1969, p.146.
- (82) *Masālik al-Abṣār*, p.78; Jackson 1978, pp.208-211; id. 1999, pp.8-29; Arslanova 2005, pp.277-278; イラン国内にはジュチ家の商人達も滞在したが、フレグとジュチ家宗主バルケの対立の際にフレグにより殺害された（*Jāmi' al-Tawārīkh*, v.2, 1047, *Tārīkh-i Waṣṣāf*, pp.50-51）。
- (83) オゴデイによりチン・テムルの後任に任命されたコルグズはオゴデイ廷からの帰途、バトの弟タンゲトのもとを訪れ（*Tārīkh-i Jahān-gushā*, vol.2, p.229）、オゴデイの寡婦ドレゲネが彼の後任としたアルグン・アカはイランにおける人口調査とコプチュル税設定に先立ちバトのもとを訪れモンケの命令を伝達している（*Tārīkh-i Jahān-gushā*, vol.2, p.258）。
- (84) *Tārīkh-nāma-i Harāt*, pp.228-229.
- (85) P. Blake and R. Frye, "History of the Nation of the Archers (The Mongols) by Grigor of Akanc": Hitherto Ascribed to Maṣyak'ia the Monk," *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 12, 1949, pp.328-331; 北川「ニクエダリーヤーンの成立」『オリエント』22-2、1980、47頁。
- (86) *Tārīkh-nāma-i Harāt*, p.228; 北川, 1979, 47頁。
- (87) f.29a. 同写本については注11を参照。
- (88) Allsen 1987, pp.54-61; Lane 2003, p.68.
- (89) これは、*Tārīkh-nāma-i Harāt* では1258年の出来事と記されているが、明らかに1256年に死去したバトの生前の出来事であり、シャムスディーンがフレグに伺候したのはフレグのイラン到着以前の1255年であった（Anonym, *Tārīkh-i Sīstān*, ed. Malik al-Shu'arā'i Bahār, 1366/1987, Tehran, p.399; *Tārīkh-i Jahān-gushā*, v.3, pp.98-99）。
- (90) *Tārīkh-nāma-i Harāt*, pp.228-247.
- (91) Jackson 1978, pp.222-223.
- (92) 『集史』には、トタルが1260年2月に処刑されたとする記録とバラガイがバグダード征服以前654/1256-57年にフレグに叛意を持ち、処刑されたという記録がある（*Jāmi' al-Tawārīkh*, v.1, p.738, v.2, p.1034）。また、著者不明のモンゴル史写本によると、バラガイが656/1258年に酒宴中に死去し、トタルが処刑された（f.29a）。バグダード征服後にバラガイとトタルが処刑されたとする記録もある（Blake and Frye 1949, 339）。
- (93) Jackson 1978, p.218.
- (94) *Jāmi' al-Tawārīkh*, v.1, p.210. ただ、バイジュの後任のチョルマガンの子シレムン任命はモンケのヤルリグによるため、事前承認であったか事後承認であったかは確定できないが、モンケはバイジュ処刑を承認はしたようである。
- (95) フレグは、1260年にモンケ死去の報せを受けてシリア遠征から帰還し、シリア諸都市はその後、

マムルーク朝により奪還された。そのため、フレグ軍の実際の征服地は、主にクヒスターンの一部とニザール派諸城（1256年）、ルリスターン（大ルル、1257-58年頃）、クルディスターンの一部（1257年）、バグダードを含むイラク・アラブ地方（1258年）、フーズィスターンの諸都市（1258年）、ディヤール・バクル地方、ディヤール・ラビーア地方、シャバーンカーラであった。キトブカがバグダード進軍過程の1257年末頃にルリスターンを略奪している（*Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.1009）。このルリスターンは支配者アタベクが処刑された大ルルを指すと考えられる（北川「大ロル・アタベク朝とモンゴル帝国」『文経論叢』23-3（人文科学篇8）、1988、80-81頁）。また、バグダード進軍の過程で、フレグはキルマーンシャーで殺戮と略奪を行なった（*Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.1009）。バグダード陥落と同時期にフーズィスターンに軍が送られた（*Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.1017）。

- (96) ルーム、グルジアの財宝が鎮圧時の戦利品であると考えれば、フレグの命令によりタマ軍がルームに二度目の侵攻を行なったのは1256年、グルジアの反乱が阿母河等処行尚書省の長官アルグン・アカにより鎮圧されたのは1259年9月以前であった（井谷1980、127-128頁；北川1979、14頁）。またアルメニアについては時期が不明確だが、小アルメニア国王はルーム侵攻時のパイジュに贈物を渡している（海老澤哲雄「キリキア・アルメニア王国とモンゴル帝国」『埼玉大学紀要教育学部（人文・社会科学）』25、1976、58頁）。
- (97) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.1022.
- (98) 彼はベルケとの対戦にフレグが向かう道中で処刑された（北川1997、79頁）。
- (99) Minhāj Sirāḥ Jūzjāni, *Ṭabaqāt-i Nāṣiri*, ed. 'A. Ḥabībī, (Lahore, 2vols, 1949-54), Reprinted in Tehran, 1363/1984, p.198. 本書は、インドのデリーで658/1259-60年頃に書き終えられた。モンゴル帝国初期からフレグ治世末までの記録を含む（A.S. Bazmee Ansari, “Al-DJUZDĪĀNĪ,” *ET'*, vol.2, 2002, p.609.）。
- (100) 733/1332-1333から743/1344年頃執筆されたベルシア語普遍史『系譜総覧』によると、フレグがバグダード征服後、モンケに会うためにモンゴル本土に向かう途中で東方から使節が来てモンケが死去したと報せたため、フレグは先に送り出していた財宝を戻させたという（Muḥammad 'Alī b. Muḥammad Shabānkāra'i, *Majma' al-Ansāb*, ed. M. H. Muḥaddith, Tehran, 1373/1995, p.263; Jackson 1978, p.231）。
- (101) フレグがバトの死後（1256年）に即位したベルケには遠征の獲得品を送らなかったため、1260-61年にベルケがフレグに使節を送ったという記録（al-Yūnīnī, vol.1, 498, vol.2, 162）、フレグが遠征時にジュチ家にもチンギス家にも獲得品を送らなかったとする記録もある（Тизенгаузен 1884, pp.70-71; 本史料については、注72参照）。しかし、前出の史料と比較するとフレグがベルケに獲得品を送らなくなったのはモンケ死後であると思われる。
- (102) 『集史』ではこの対戦は1963年から1964年頃のことだが、Jackson は、マムルーク朝の史書によりこの年次を提示した（Jackson 1978, pp.233-234; Amitai-Preiss 1995, p.79）。
- (103) Allsen 1987, p.59; Lane 2003, p.60. フレグとベルケの対立の要因について、P. Jackson は、本節で検討したフレグによるジュチ家のイランにおける権限の侵害の他に、モンケ・カーンの死後のクビライとアリク・ブケのカーン位継承抗争時に、フレグがクビライを、ベルケがアリク・ブケを指示したためという要因も挙げている（Jackson 1978, p.227）。しかし、注5で記したようにフレグはアリク・ブケとの関係を絶たず中立的な立場にあり、赤坂恒明氏によると、ベルケもまたアリク・ブケを支持しつつも中立的であった（赤坂2005、163-164頁）。フレグとベルケの対立の要因や研究については、次を参照（Arslanova 2005, pp.279-287）。

- (104) ただ、この対立は必ずしもフレグ家とジュチ家全体の恒常的対立を意味したわけではない。例えばジュチ家から西征に従軍したジュチの長子オルダの家出身のクリが処刑されたという記録はない。また、後にアバガの長子アルグンと3代ハン、アフマドの対戦の際に、アルグンがオルダ家コニチのもとに逃げることを勧められている (*Jāmi' al-Tawārikh*, vol.2, p.1140)。フレグ家とオルダ家の関係は比較的良好であり、ジュチ家宗主がフレグ家に送った記録やノカイが妻子を派遣した記録がある (赤坂2005、155-156、168-169頁)。
- (105) 北川1997、68頁。
- (106) *Jāmi' al-Tawārikh*, vol.1, p.609; Jackson 1999, p.23.
- (107) 松田「フラグ家の東方領」『東洋史研究』39-1、1980、47-56頁。
- (108) 杉山正明「八不沙大王の令旨碑より」杉山上掲書、2004、209頁；同1992、284頁；同『モンゴル帝国の興亡〈下〉世界経営の時代』講談社現代新書、1996、177-179頁。

